

老 振 発 0704 第 1 号

平成 30 年 7 月 4 日

一部改正：平成 31 年 4 月 22 日

一部改正：令和 2 年 5 月 29 日

一部改正：令和 6 年 6 月 7 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要である。

こうした観点から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項において、地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第 9 項において、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。

今般、下記のとおり、この評価事務の実施方法の詳細等について定めたところであり、市町村においては、個々の地域包括支援センターの事業の実施状況を把握し、把握した結果について、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行う等の取組を通じて、効果的な事業の実施のための適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。また、内容について御了知の上、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、運用の参考にされたい。

1 評価指標の構成及び活用方法等

(1) 評価のための指標について

ア 地域包括支援センターが行う自己評価のための指標

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項に基づき、自らその実施する事業の質の評価を行う際に用いる指標については、別添1「評価指標（地域包括支援センター用）」に掲げる内容を標準とすること。

イ 市町村が行う事業の実施状況の評価のための指標

市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が、法第115条の46第9項に基づき、定期的にセンターが行う事業の実施状況の評価を行う際に用いる指標については、別添2「評価指標（市町村用）」に掲げる内容を標準とすること。

(2) 評価指標の構成

ア 活動目標と取組内容

法に定める評価は、単に事業を実施したか否かを評価するのではなく、高齢者が自立した生活を営むことのできる地域づくりを行うことを目的に実施するものであることを踏まえ、(1)アの評価指標（地域包括支援センター用）及び(1)イの評価指標（市町村用）（以下「評価指標」という。）において「活動目標」を示した上で、当該目標を達成するために密接に関連すると考えられる「取組内容」を活動目標ごとに示している。

センターの設置者及び市町村は、単に取組内容に掲げる取組を行ったか否かのみではなく、活動目標を達成できているかという視点に立ち評価を行い、評価結果を踏まえた必要な措置を講じること。

イ 段階的項目・並列的項目

評価指標に定める活動目標の性質に応じ、一部の活動目標においては、①状況の把握、②把握した状況に基づく取組の実施、③取組の実施状況を踏まえた改善の実施など、フェーズを段階的に設定しているもの（以下「段階的項目」という。）と、活動目標を達成するために地域の実情に応じて並行して実施すべきと考えられるもの（以下「並列的項目」という。）など、活動目標ごとに複数の取組内容を設定している。

評価に当たっては、段階的項目については、市町村やセンターが活動目標の達成のためにどのようなフェーズに位置しており、どの水準まで達成することを目指すか、並列的項目については、実施していない項目についての重要度を踏まえつつ、どのように進めていくかなど、地域の状況を踏まえた取組の検討に活用すること。

ウ 選択的項目

一部の取組内容については、必ずしも全ての市町村やセンターが実施する必要があるとは限らないが、効果的な事業の実施に資すると考えられるものなど、国が一律で定めることが望ましくないものについて、「選択的項目」を設定している。

市町村は、法第 115 条の 47 第 1 項の方針やセンターの体制等を踏まえ、適切に選択的項目を活用し、効果的な評価の実施につなげることを検討されたい。

エ アウトカムを見据えた評価指標の活用

評価指標については、ストラクチャー評価及びプロセス評価のための項目に加え、より定量的に評価を行うことで結果を可視化し、具体的な方策の検討に資するよう、アウトプット評価及び中間アウトカム評価のための項目が設定されている。

また、評価指標（市町村用）においては、評価指標（地域包括支援センター用）の選択的項目として、アウトプット指標又は中間アウトカム指標を設定していることを活動目標及び取組内容の一つとして設定しており、予め、将来の状況を含む地域の状況を踏まえ、計画的に地域包括ケアシステムの構築を進めるという視点に立ち、定量的な目標をセンターと共有した上で取組を進めること。

オ 達成状況の数値化による可視化

評価に当たっては、取組内容ごとに配点を設定することで数値化を行い可視化することも重要と考えられる。当該配点については、市町村ごとに重点を置く内容が異なると考えられるため、国で一律に示すことはせず、市町村が、各取組内容について同じ点数とすることや、特に重点的に実施すべき取組内容に重み付けをして配点するなど、柔軟に設定することを想定している。

カ 評価の時点

3（１）に示す地域包括支援センター運営状況調査において、国は、評価指標に定める取組内容（選択的項目の設定状況を含む。）について、全市町村における前年度又は評価実施年の４月末時点の達成状況を把握することとしており、市町村は最低限、評価指標を用いて当該時点の状況を確認し評価を行うこと。なお、必要に応じて、年度内で複数回の評価を行ったり、複数年度にわたる実績を評価したりするなど、柔軟に活用することも可能である。

（３）保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標との関係

（２）カにより、国が把握した前年度又は評価実施年の４月末時点における取組内容の達成状況のうち、高齢者の地域での自立した生活の支援や介護予防・重度化防止に資すると考えられる内容については、評価指標がこうしたアウトカムを見据えて設計されているものであり、かつ、市町村の事務負担軽減を図る観点から、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標として活用することとしている。

この際の評価項目については、毎年度、別途検討を行うこととしており、得点につ

いても（２）オの市町村が定める配点によらず、国が設定することとしているので留意されたい。

（４）その他留意事項

このほか、指標の活用方法については、令和６年６月７日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について」にも示しているので参照されたい。

２ 評価指標（地域包括支援センター用）の留意点

（１）基幹型地域包括支援センターにおける評価の取扱い

基幹型センター（地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター）の評価の実施に当たっては、個別の担当圏域を持ち、通常のセンターと同様の機能を果たしているものについては、一つのセンターとみなして本評価を実施すること。

一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している基幹型センターについては、市町村とみなして本評価を実施すること。

（２）サブセンター及びブランチにおける評価の取扱い

サブセンターは、本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を担い発揮しつつ、それぞれの支所が４機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たすものであり、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施すること。

また、ブランチは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための「窓口」であるため、その性格を踏まえ、本評価の対象から除外して差し支えない。

（３）市町村が設置・運営するセンターの取扱い

市町村が設置・運営し、センター業務以外の市町村業務が一体的に実施されているセンターについては、設置基準を満たし、センターとして運営している場合には本評価を実施すること。

（４）総合相談支援事業を一部委託している場合の取扱い

総合相談支援事業の一部委託については、一体性を確保するため、市町村が定めた実施方針に基づき運営する必要がある。そのため、総合相談支援事業の評価を行う際は、一部委託している事業所と一体的に評価を実施すること。

なお、自センターとあわせて一部委託先の事業所の相談件数等を把握し、一部委託の業務内容を見直すなど、一部委託先の事業所の実施状況の把握も重要である。そのため、

総合相談支援事業の相談件数等のアウトプット指標を設定する場合には、センターと一部委託先の事業所とで、それぞれ評価を実施すること。

(5) センターの職員配置について、複数圏域で合算して3職種を配置している場合の取扱い

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロの規定に基づき複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域の第一号被保険者の数を合算して、各センターに3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者）を配置している場合は、合算していない場合と同様に、センターごとに評価を実施すること。

3 市町村及び都道府県の対応の流れ

(1) 厚生労働省への報告の流れ

評価指標に基づいて市町村及びセンターが評価した結果並びにセンターの設置数等の基本情報については、毎年度、地域包括支援センター運営状況調査により把握を行い、各都道府県が市町村からの報告をとりまとめの上、別に定める様式により、別に定める日までに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課まで報告すること。なお、報告内容のうち、センター及びブランチ・サブセンターの設置数、地域ケア会議開催回数等の市町村が評価を行う際に必要と認められる情報については、地域包括ケア「見える化」システムへ情報を掲載することとしている。

(2) 都道府県の対応の流れ

都道府県は、(1)の厚生労働省への報告とともに、厚生労働省がとりまとめた全国の結果について市町村へ周知を行うこと。

また、全国の結果や市町村等の個別結果を活用し、研修内容への反映や、市町村への個別支援等を行い、市町村におけるセンターの機能強化の支援を行うこと。

(3) 市町村の対応の流れ

市町村は、(2)により周知された全国の結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（委託費等の予算要求、定員要求、委託方針への反映、業務マニュアルの作成等の業務改善策等）の検討を行うこと。また、機能強化策については、実行後の検証を行うこと。